

平成27年度 第2回

# 大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成27年11月30日（月）

午前10時～午前10時55分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

# 議 題

## 【審議案件】

議第 3 9 4 号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

議第 3 9 5 号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

議第 3 9 6 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第 3 9 7 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

平成27年度 第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	小林 潔 司	京都大学大学院教授	出	会長
2		矢守 克 也	京都大学教授	出	会長代理
3		石 黒 暢	大阪大学大学院准教授	欠	
4		近 藤 明	大阪大学大学院教授	出	
5		嘉 名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	出	
6		乾 惠 美 子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
7		滋野 由 紀 子	大阪市立大学大学院教授	出	
8		中 川 元	弁護士	出	
9		中 谷 清	大阪府農業会議会長	出	
10		加 我 宏 之	大阪府立大学大学院准教授	欠	
11		塚 口 博 司	立命館大学教授	出	
12	関係行政機関 の 職 員	村 上 堅 治	近畿農政局長	出	代理:農村計画課長 阪口 正博
13		関 総 一 郎	近畿経済産業局長	欠	
14		森 昌 文	近畿地方整備局長	出	代理:環境調整官 小山下 英文
15		土 屋 知 省	近畿運輸局長	出	代理:計画調整官 足立 高広
16		樋 口 真 人	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	中 川 隆 弘	府議会議員(維新)	出	
18		松 本 利 明	府議会議員(維新)	欠	
19		橋 本 和 昌	府議会議員(維新)	出	
20		宮 本 一 孝	府議会議員(維新)	出	
21		杉 村 太 平	府議会議員(自民)	出	
22		原 田 亮	府議会議員(自民)	出	
23		大 橋 章 夫	府議会議員(公明)	出	
24		中 野 剛	府議会議員(公明)	出	
25	市町村の長を 代表する者	田 中 誠 太	大阪府市長会会長	出	
26		松 本 昌 親	大阪府町村長会会長	欠	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	友 井 健 二	大阪府市議会議長会会長	出	
28		井 上 昭 司	大阪府町村議会議長会会長	欠	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	橋 下 徹	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均
30		東 貴 之	大阪市会議長	出	

※ 委員30名中23名出席

平成27年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	箕面市副市長	伊藤 哲夫	議第395号	出
2	箕面市議会議長	二石 博昭	議第395号	出
3	寝屋川市副市長	戸上 拓也	議第397号	出
4	寝屋川市議会議長	松本 順一	議第397号	出

平成27年度 第2回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村 庄平	出	
2	都市整備部技監	井出 仁雄	欠	
3	都市整備部次長	神谷 雅之	欠	
4	都市整備総務課長	芳本 竜一	欠	
5	事業管理室長	青木 誠	出	
6	都市計画室長	柴崎 啓二	出	
7	計画推進課長	高階 宏	出	臨時幹事:計画推進課参事 山野 光昭
8	交道路室長	浦田 隆司	※	臨時幹事:道路整備課参事 尾花 英次郎
9	河川室長	山田 順一	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 川上 卓
10	下水道室長	長谷川 明巧	出	
11	港湾局長	井上 博睦	欠	
12	住宅まちづくり部長	堤 勇二	欠	
13	住宅まちづくり部技監	山下 久佳	欠	
14	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	出	
15	住宅まちづくり部次長	西田 昌弘	欠	
16	住宅まちづくり総務課長	明見 政治	欠	
17	都市居住課長	三崎 信顕	欠	
18	建築指導室長	澤田 範夫	出	
19	住宅経営室長	松田 浩三	欠	
20	危機管理室長	森岡 武一	欠	
21	企画室長	榮野 正夫	※	臨時幹事:企画室計画課課長補佐 木村 克郎
22	市町村課長	土屋 俊平	※	臨時幹事:市町村課主事 小林 元規
23	福祉総務課長	森田 正典	欠	
24	健康医療総務課長	宮口 智明	欠	
25	環境衛生課長	山形 三津留	欠	
26	商工労働総務課長	棗 一彦	※	臨時幹事:商工労働総務課主査 築澤 慎一
27	みどり推進室長	勝 又章	※	臨時幹事:みどり推進室森づくり課参事 山本 達也
28	循環型社会推進室長	磯田 浩	出	
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	南部 和人	※	臨時幹事:農政室整備課主査 中谷 亮治
31	教育総務企画課長	水守 勝裕	欠	
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 赤坂 弘二
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課専門員 枅本 哲
34	府警本部交通規制課長	横山 晃司	※	臨時幹事:交通規制課管理官 染川 克己

平成27年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	豊中市都市計画推進部参事兼都市計画課長	土井 清治	議第394号	出
2	箕面市みどりまちづくり部長	広瀬 幸平	議第395号	出
3	枚方市都市整備部長	戸野谷 伸夫	議第396号	出
4	寝屋川市理事兼まち政策部長	茂福 隆幸	議第397号	出
5	寝屋川市まち政策部都市計画室長	大坪 史郎	議第397号	出

# 目 次

1 開会.....	1
2 議第394号・議題395号 「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について.....	4
3 議第396号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	8
4 議第397号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	12

## 1 開会

### (午前 10 時開会)

【司 会】 皆様、おはようございます。誠に恐れ入りますが、審議会の開催にあたりまして、事務局からご協力をお願いしたいことがございます。

携帯電話は、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

次に、報道関係の皆様には、審議会の開催後 5 分間は、フリーで撮影していただいて結構ですが、その後は審議の妨げにならない範囲で取材をしていただきますようお願い申し上げます。また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中は、ご静粛をお願いいたします。

それでは定刻になりましたので、ただ今から、平成 27 年度第 2 回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府都市計画室計画推進課の岡村と申します。よろしくようお願いいたします。

本日の審議会でございますが、30 人中 23 名の委員の方々にご出席をいただき、臨時委員を含めまして、大阪府都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、本審議会は公開で行いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは開会にあたり、大阪府都市整備部長の吉村よりご挨拶申し上げます。

【幹事 吉村都市整備部長】 おはようございます。平成 27 年度第 2 回大阪府都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃から都市計画をはじめ、都市整備行政の推進に格別のご協力・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日、万博記念公園に、大型商業施設であるエキスポシティが開業いたしまして、連日多くのお客様で賑わっておりますが、このようなまちが変わっていく中で、まちづくりの基本となる都市計画の役割は、ますます重要になっており、時代の変化に対応する取り組みが一層求められております。

また、このまちづくりの中で、とりわけ鉄道や道路をはじめとする都市インフラは、府民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、これからの大阪、関西の成長にも欠かすことのできないものでございます。

本日は、北大阪急行電鉄延伸に関する北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更や東部大阪都市計画道路の変更について付議させていただきます。

委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。



【司 会】 続きまして、このたび、委員の皆様のうち学識経験者の皆様には、大阪府都市計画審議会条例第 2 条第 2 項の規定により、本年 9 月末で、任期満了となりました。それに伴い、9 名の方に引き続き、委員をお願いするとともに、新たに 2 名の方に、ご就任いただいておりますので、新委員をご紹介します。弁護士の中川委員でございます。

【中川 委員】 中川 元です。よろしくお願いいたします。

【司 会】 なお、大阪大学大学院准教授の石黒委員は、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。続きまして、今年度より、新たに委員にご就任いただき、本日ご本人にご出席いただいております新委員をご紹介します。大阪府市長会 会長 田中委員でございます。

【田中 委員】 田中誠太です。よろしくお願いいたします。

【司 会】 大阪府市議会議長会会長 友井委員でございます。

【友井 委員】 友井でございます。よろしくお願いいたします。

【司 会】 また、本日は、臨時委員 4 名の方々にご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。議第 3 9 5 号議案に関連して、箕面市副市長 伊藤委員でございます。

【伊藤 委員】 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【司 会】 箕面市議会議長 二石委員でございます。

【二石 委員】 二石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司 会】 続きまして、議第 3 9 7 号議案に関連して、寝屋川市副市長 戸上委員でございます。

【戸上 委員】 おはようございます。戸上でございます。よろしくお願いいたします。

【司 会】 寝屋川市議会議長 松本委員でございます。

【松本 委員】 おはようございます。松本でございます。よろしくお願いいたします。

【司 会】 ご紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。それでは、審議に先立ちまして、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をご覧ください。

「配布資料一覧」及び裏面に「委員配席表」を記載した資料。

続きまして、大阪府都市計画審議会条例及び規則を抜粋した資料。

続きまして、本日の審議会の「議題」「付議案件一覧」並びに「委員名簿」「幹事名簿」。

なお、本資料につきまして訂正がございます。資料の 4 ページ目でございます「臨時委員名簿」でございますが、こちらの二石委員の職名が箕面市議会議長が正しい記載でございます。お詫び申しあげますとともに、資料の訂正をよろしくお願いいたします。

資料 1、審議会議案書。

資料 2、審議会資料。

資料 3-1、平成 27 年度第 2 回都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方。議第 395 号にかかるものでございます。

資料 3-2、北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（箕面市）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

資料 4-1、平成 27 年度第 3 回都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方。こちら議第 396 号にかかるものでございます。

資料 4-2、東部大阪都市計画道路の変更（枚方市）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

資料 5、平成 27 年度第 3 回都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方。こちら議第 397 号にかかるものでございます。

資料 6、平成 27 年度第 2 回大阪府都市計画公聴会速記録。

資料 7、平成 27 年度第 3 回大阪府都市計画公聴会速記録。

以上、資料 10 点でございます。

なお、委員の皆様には議案説明時、パワーポイントの表示画面を議案ごとにまとめた補助資料もお手元に配布させていただいております。漏れている資料等ございませんでしょうか。

では、続きまして、議事に入らせていただく前に、本審議会は学識経験者の委員改選後、初めての審議会でございますので、大阪府都市計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、学識経験者の委員の中から会長を選出する必要があります。

僭越ではございますが、私が会長の選出の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。会長の選出につきましては推薦方法とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、ご推薦ございますでしょうか。

**【嘉名 委員】** 僭越ではございますが、これまでの審議の継続性もございますので、小林委員に、引き続き、会長にご推薦申し上げたいと存じます。

**【司 会】** ありがとうございます。ただ今、小林委員を会長に推薦というご意見を賜りましたが、他にご意見等ございませんでしょうか。ほかにご意見がないようですので、ご推薦のありました小林委員を会長に選出することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

**【「異議なし」との声あり】**

**【司 会】** ご異議ないようでございますので、小林委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、大阪府都市計画審議会条例第 5 条第 1 項において、会長が議長になると定められておりますので、以降の議事につきましては、小林会長に進行をお願いいたします。

なお、大阪府都市計画審議会条例第 4 条第 3 項の規定に基づきまして、会長職務代理者を会長が指名するということになってございます。小林会長には就任の御挨拶とあわせまして、職務代理者の指名をよろしくお願いいたします。

**【小林 会長】** ただ今、委員の皆様方からご推挙いただきました小林でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。円滑な審議会の運営に努めて参りたいと思いますので、委員の皆様方のご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、先ほどもご紹介がありましたように会長の職務代理者の指名を行いたいと思います。大阪府都市計画審議会条例第 4 条第 3 項の規定により、会長の職務代理者については、あらかじめ、会長が指名することとなっております。私といたしましては、矢守委員をお願いしたいと思います。委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。

#### **【「異議なし」との声あり】**

**【小林 会長】** ありがとうございます。それでは、矢守委員に会長代理をお願いしたいと思います。矢守委員、一言お願いいたします。

**【矢守 委員】** ありがとうございます。指名にあずかりました矢守でございます。大変微力ではございますが、委員の皆様のご協力を頂戴しまして、小林会長のもとで、職務代理を務めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**【小林 会長】** ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、平成 27 年度第 2 回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。今回ご審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更を含みます 4 議案でございます。最初にご審議いただきますのは、議第 394 号でございますが、次の第 395 号と相互に関連がございますので、一括してその内容を幹事に説明させます。

## **2 議第 394 号・議第 395 号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について**

**【幹事 高階計画推進課長】** 計画推進課長の高階でございます。

よろしくお願いいたします。議第 394 号及び議第 395 号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」の 2 案件は、相互に関連がございますので一括してご説明いたします。

議案書 1 ページから 7 ページ、資料 1 ページから 8 ページをご覧ください。

本案件は、豊中市・箕面市域における北部大阪都市計画都市高速鉄道、北大阪急行電鉄南北線延伸線について、都市計画決定しようとするものでございます。

本路線は、千里中央駅から北へ約 2.5 キロメートル延伸することにより、都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るもので、平成 16 年の近畿地方交通審議会答申第 8 号において、「中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線」として位置付けられております。

今回、豊中市域については、千里中央駅から箕面市域界までの延長約 740 メートルを、箕面市域については、豊中市域界からかやの中央地区までの延長約 1,720 メートルを、それぞれ計画決定するものでございます。

また、箕面市域においては、北大阪のビジネス拠点の形成に向けたまちづくりが進められる大阪船場繊維卸商団地内に(仮称)箕面船場駅を設けるとともに、高品質な暮らしの拠点形成が図られるかやの中央地区に(仮称)新箕面駅を設けるものであります。

それでは、本路線のルート及び構造について、ご説明いたします。

まず、豊中市域については、地下構造の千里中央駅から地下トンネルで北へ延伸する計画です。駅直近の商業施設等の下を通り、国道 423 号の道路下に入る付近で換気所を設け、その先も南行き車線の地下を利用するもので、具体的な構造としては、直径約 7 メートルの単線鉄道のトンネルを 2 本設置するもので、千里中央駅北側の建物の下を通過する地点で地表からトンネル上面までの深さは、約 12 メートル、箕面市域界付近では、道路面からの深さが約 28 メートルを計画しております。

次に、箕面市域につきましては、豊中市域界から引き続き国道 423 号南行き車線の地下を北伸し、新船場北橋の南側に地下構造の(仮称)箕面船場駅を設けるものであります。当駅は、地下 3 層構造を予定しており、地上からホームまでの深さは約 23 メートルを計画しております。また、当駅から北側へは引き続きトンネル構造で道路下を通過し、駅から北側約 300 メートル付近で地上に出たのち高架構造となり、地表から軌道までの高さは最大で約 15 メートルを計画しております。

さらに、国道 171 号から北側については、かやの中央地区の商業施設の南側に、高架構造の(仮称)新箕面駅を設けるものであります。当駅は地表からホームまでの高さは、7 メートルで計画しております。

以上により、豊中市域の延長約 740 メートルの構造形式については、地下式とし、箕面市域の延長約 1,720 メートルの構造形式については、豊中市域界から約 920 メートルを地下式、その北側の約 70 メートルを地表式、さらに北側の約 730 メートルを嵩上式とするものであります。

なお、本都市計画案に関連する箕面市決定の案件としましては、(仮称)箕面船場駅から、(仮称)新箕面駅までの延長約 1,330 メートル区間の都市高速鉄道を、軌道法により整備することから、そのインフラ部分を特殊街路「船場西宿線」として計画し、また、(仮称)新箕面駅においては、(仮称)新箕面駅北側交通広場及び、(仮称)新箕面駅南側交通広場を計画するものであります。これらの案件については、11月19日の箕面市都市計画審議会において承認されております。

次に、この案件について、本年 5 月に 4 回、地元説明会を開催し、都市計画案について説明を行いました。また、6 月 30 日に公聴会を開催し、1 名の公述がありました。さらに、10 月 5 日から 10 月 19 日までの 2 週間、都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧を行いましたところ、1 通の意見書が提出されました。

公聴会における公述の要旨につきましては、お配りしております資料 3-1 に記載しております。公述の主な内容は 4 点ございます。

まず 1 点目は、延伸事業に関して、箕面市が約 300 億円を支出することを決め、国、大阪府の支援を得ることとなり、計画が動き出した。しかし、国、大阪府、北大阪急行電鉄株式会社及び、阪急電鉄株式会社が無関心で積極的であるようには見えないというご意見でございます。

これに対する府の見解は、関係者と相互に協力し、延伸事業を推進するため、平成 26 年 3 月に、大阪府、箕面市、阪急電鉄株式会社及び、北大阪急行電鉄株式会社の四者で、基本合意書を締結しております。

次に、2 点目としまして、万博記念公園で大型複合施設や千里中央で、超高層マンションと商業施設の建設が始まっているなか、箕面市は、千里中央と一体で延伸線周辺に集客性を高めると宣伝しているが、箕面市に客が来る可能性は極めて低く、絵に描いた餅となることが心配されるというご意見でございます。

これに対する府の見解は、箕面市では、(仮称)箕面船場駅周辺における、ビジネス拠点の形成や、(仮称)新箕面駅周辺における、高品質な暮らしの拠点形成を目指すまちづくりの取り組みを進めております。

3 点目としまして、駅に近い極めて少数の人は便利になるが、バス路線が、(仮称)新箕面駅になると、かなりの人がかえって不便になるというご意見でございます。

これに対する府の見解は、新駅の設置により、箕面市域の市街地の大部分が、徒歩、自転車圏となるとともに、交通の利便性の向上に資する取り組みなど、北大阪急行の延伸効果が最大限発揮できるよう、箕面市において関係機関と連携しながら検討を進めております。

最後に、財政規模として、1 年あたり約 400 億円しかない箕面市が、維持管理を含め、一事業に多くの費用を負担することは、自治体の在り方として間違っているというご意見でございます。

これに対する府の見解は、箕面市の負担については、国の補助金制度を活用しながら、事業費の確保に努められるとともに、箕面市財政運営基本条例を定め、北大阪急行の延伸事業を含めた、財政運営を進められます。さらに、鉄道事業法の許可や軌道法の特許に伴う手続きのなかで、事業の収支について適切に審査されます。

次に、意見書の要旨につきましてはお配りしております資料 3-2 に記載しております。意見書の主な内容は、次の通りであります。大阪府における広域的な道路、鉄道等は、既にかかなりの部分が整備されているため、整備の役割は低下するとみられる。バリアフリーの駅前計画には、基本計画図案を数案検討し、高齢者や障がい者等との話し合いで確立すべきである。「北大阪都市計画都市高速鉄道の変更」は凍結し、多様な市民との話し合いで確立すべきであるという意見でございます。

これに対する府の見解は、本路線は、都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と、大阪都心を結ぶ、南北交通の利便性の向上や、沿線地域を含む、大阪全体の活性化に繋がることから、計画するものであり、都市計画案については、これまで地元説明会や公聴会を開催し、住民の意見を聞きながら作成してまいりました。なお、鉄道とバスの乗り継ぎなどの駅前計画については、今後、箕面市において、関係団体等の意見を聞きながら、バリアフリーなどを考慮した計画を検討していくことになります。説明は以上でございます。

**【小林 会長】** ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

**【原田 委員】** はい。

**【小林 会長】** はい、よろしく申し上げます。

**【原田 委員】** すみません。私、地元箕面市選出の府会議員の原田 亮と申します。地元選出でございますので、一つだけ意見を述べさせていただきたいと思っております。公述で 1 人の方から色々ご意見を賜りましたが、箕面市の多くの方は、この北大阪急行線延伸を本当に望んでいるということをして是非ご理解いただきたいなというふうに思っております。バス路線網の話もありましたが、この新駅というのは、箕面のちょうど中心部にあたるところで、市街地の真ん中に新駅ができるということで、バス路線網がその駅を中心に再編をされますので、本当に多くの方が、このバス路線網の再編の恩恵を受けるということと、あとは箕面市で、この北大阪急行線延伸にあたりまして、ずっと基金を積んで来まして、財政負担の話もありましたが、65 億円ぐらい基金を積んできたのと、あとは競艇事業収入というのが、箕面市はございまして、だいたい年間、一般会計で 6 億円を入れているんですけども、そのお金も、この北大阪急行線の延伸にあてるといことで、財政負担は十分できるということでございます。また、多くの経済波及効果も、この北大阪急行線の延伸によりございますので、本当に多くの箕面市民が恩恵を受けるということと、箕面の方は本当にこの事業を望んでおりますので、この 1 人だけの公述の意見を、全ての意見だと思っていただきたくないということと意見を述べたいと思っております。

**【小林 会長】** ありがとうございます。そのほか、ご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。ほかに、ご意見ご質問はございませんようですので、表決に入ります。議第 394 号及び議第 395 号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声あり】**

【小林 会長】 ご異議がないようですので、原案どおり可決します。  
次にご審議いただきますのは議第 396 号です。その内容について幹事に説明させます。

### 3 議第 396 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 高階計画推進課長】 議第 396 号「東部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。議案書 9 ページから 11 ページ、資料 9 ページから 12 ページをご覧ください。

本案件は、枚方市域における東部大阪都市計画道路内里高野道線ほか 1 路線について、新名神自動車道の施工方法の見直しに伴い、位置及び構造等の変更を行うものでございます。都市計画道路内里高野道線は、京都府域の（仮称）八幡インターチェンジから国道 1 号までを結ぶ新名神自動車道へのアクセス道路として、平成 7 年に新名神自動車道と重複して計画された路線であります。

まず、本路線のルート及び構造の変更内容についてご説明いたします。当初、新名神自動車道は、用地を買収し、開削工法により、その上部にボックストンネルを築造する計画としておりましたが、その後、新名神自動車道については、土木技術の向上により、地表部の改変を伴わない、シールド工法によるトンネル施工が可能となったことから、本路線の計画を見直したものでございます。

具体的には、本路線の北側に並行する都市計画道路長尾船橋線の位置へ、本路線のルートを変更し、現道 2 車線から 4 車線に拡幅することによって、国道 1 号へのアクセス性の向上と全体事業費の低廉化を図ろうとするもので、構造形式を地下式及び掘割式から地表式に変更するものでございます。

次に、道路線形の変更についてご説明いたします。京都府境から府道長尾八幡線までの区間については、現在の都市計画道路区域内において、新名神自動車道の（仮称）枚方トンネル坑口部や換気所を回避した、最も直線に近い線形としております。また、府道長尾八幡線から国道 1 号までの区間については、国道 1 号との交差点部の西側において、関西電力の施設を回避し、公共用地である河川敷の活用を図るため、現道の南側へ拡幅する計画としております。

次に、幅員構成について、ご説明いたします。本路線は、将来交通量推計により、4 車線が必要とされることから、道路構造令に基づき、道路規格は 4 種 1 級として、車道幅員 3.25 メートル、4 車線に中央分離帯 1 メートルを設け、両側に自転車歩行者道として幅員 3.5 メートルを確保し、道路幅員を 22 メートルとしております。また、国道 1 号交差点部においては、円滑な交通処理を図るため、2 本の左折レーンと 1 本の右折レーンを設置することにより、幅員 28 メートルとし、府道長尾八幡線交差点部においては右折レーンを設置し、幅員 25 メートルとしております。以上により、都市計画道路内里高野道線については、延長約 1,110 メートルを約 960 メートルとし、構造形式を地下式及び掘割式から地表式に変更するものでございます。

次に、本路線の変更により、都市計画道路長尾船橋線については、国道 1 号から府道長尾八幡線までの区間を廃止するとともに、国道 1 号から西側の区間については、名称を高野道船橋線とし、都市計画道路内里高野道線の国道 1 号への接続が東側へ変更したことに伴い、一部区間の幅員の変更を行うものでございます。

また、都市計画道路内里高野道線から南側の府道長尾八幡線と重複する区間については、名称を長尾家具町線とし、内里高野道線との交差点部の円滑な交通処理を行うため、一部区間の線形の変更を行うものでございます。

以上により、都市計画道路長尾船橋線については、延長約 4, 0 2 0 メートルのうち、約 7 7 0 メートル区間を廃止し、残る区間については、名称をそれぞれ高野道船橋線及び長尾家具町線に変更するものでございます。

この案件について、本年 7 月に 2 回、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また、8 月 1 7 日に公聴会を開催し、3 名の公述がありました。さらに、1 0 月 1 3 日から 2 7 日までの 2 週間、都市計画法第 1 7 条に基づく案の縦覧を行いましたところ、2 通の意見書が提出されました。公聴会における公述の要旨につきましては、お配りしております、資料 4 - 1 に記載しております。

まず、1 人目の公述の要旨は、次のとおりでございます。

京都府境から府道長尾八幡線までの区間の線形について、当社の隣は大きな公園で、少し道路をずらせば、当社にかからない。しかも弊社の裏は、駐車場になっており、何もない土地が周りに沢山あるのに弊社の倉庫を潰すという位置関係が、疑問である。影響される人々は変わると思うが、弊社だけの都合を考えれば、公園あるいは南側を通ってもいいのではないかと、というご意見でございます。

これに対する府の見解は、京都府境から長尾家具町一丁目南交差点までの区間については、新名神自動車道が掘割構造から地下構造に変わる（仮称）枚方トンネルの坑口部のコンクリート擁壁と換気所の計画箇所を避けながら、すでに計画決定されている都市計画道路区域内を活用した最も直線に近い線形に変更しております。仮に、公園もしくは南側を通過するルートとした場合、本計画案よりも曲線半径が小さくなり、車両走行上の危険性が高くなることに加え、府道長尾八幡線との交差点部の形状や新たな建築制限を受ける地権者が生じることなどを総合的に勘案して、本計画案を最適と判断したものでございます。

次に、2 人目と 3 人目の公述は、同趣旨の内容で 3 点ございますので、要旨をまとめてご説明いたします。

まず、1 点目は、府道長尾八幡線から国道 1 号までの区間の家具町本通り南側を平均約 6 メートルセットバックさせ、拡幅する変更は、約 1. 5 キロメートル続くメインストリートの約半分を占める。また、南側だけに約 1 2 メートル広がると、当社のショールームがほぼ皆無に近い状況で店が存続できない。なぜ、南側にだけ拡幅するのか、というご意見でございます。

これに対する府の見解は、本路線の現道拡幅については、国道 1 号交差点部において、接続する西側の市道北側の関西電力の大規模施設を避けるとともに、南側の車谷川の法面を活用するため、南側を拡幅するものであります。



次に、2 点目は、中央分離帯によって上下が遮断され、交通量も現在の倍になると予想されることから、各事業所に影響を及ぼす。よほど購買意欲の高い方、目的のある方でないと右側にある店には入りづらいし、入らない、というご意見でございます。

これに対する府の見解は、中央分離帯の設置については、車道が 4 車線となることから、車両のすれ違い事故防止、歩行者の乱横断防止のため必要であると考えております。

次に、3 点目は、目抜き通りの取用のみがクローズアップされる計画案が公表され、これを機に「枚方家具団地は変わってしまう。」「もう終わりだ。」「どこかに転出しよう。」という思いを誘発している。大阪府として今後、枚方家具団地をいかなるものにしようとしているのか、というご意見でございます。

これに対する府の見解は、産業の振興が地域の経済及び社会の活性化に果たす役割の重要性を踏まえ、枚方家具団地については、持続的な活性化を推進させていくことが市にとって重要であると認識しております。今後、事業実施にあたっては、道路事業者として、沿道の皆様と協議・調整しながら事業を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

続いて、意見書については、2 通の意見書の提出がありました。意見書の要旨につきましては、お配りしております資料 4-2 に記載しております。2 通の意見書は同趣旨でございますので、まとめてご説明いたします。

まず、1 点目は、表明した各種懸念に対し、大阪府は従来計画に対する説明を繰り返すばかりで何ら懸念に対する具体的な回答を寄せていない。より具体的な懸念に対する説明を改めて求める。また、府の回答にあった沿道の皆様と協議・調整しながら事業を進めるとは、これだけ一方的な回答で協議調整などあり得ると思うのか。利害関係人には、もっと早い時期に個別に十分な説明があるべき、というものでございます。

これに対する府の見解は、道路の拡幅に伴う各種懸念については、事業実施段階で、個別物件補償や営業補償等、適切に対応するとともに、道路の詳細設計にあたっては、安全で円滑な交通を確保しながら、可能な限り、道路の利用形態に配慮していくこととしております。

次に、2 点目は、産業の振興が地域の経済及び社会の活性化に果たす役割の重要性を認め、かつ、枚方家具団地にとって、持続的な活性化を推進させていく事が、「市」にとって重要との考えは一般論なのか。枚方市ではなく、大阪府はどのようにお考えなのか。大阪府による個別具体的な活性化策があるのなら、お聞かせ願いたい、というものでございます。

これに対する府の見解は、枚方家具団地の活性化については、今後、道路管理者が、枚方市と連携の上、引き続き沿道の皆様、貴組合及び地元自治会などの本地域におけるまちづくりの活動の場に可能な範囲で参画し、協議・調整しながら、道路整備が枚方家具団地の活性化につながるよう、実行可能な対策を実施してまいります。

次に、3 点目は公聴会に対する大阪府の考え方を拝見したが、意見無視の程遠いものであった。都市計画法には公聴会の開催等、住民の意見を反映させる為に必要な措置を講ずるものとするがあるが、これに適用する箇所は全く無く、むしろ真逆の回答と言わざるを得ない。前回の意見に対して全く否定ととられる考え方を示された、というものでございます。

これに対する府の見解は、本路線に必要な車線数や幅員を確保するために、いただいたご意見も踏まえて、都市計画案の検討を行ってまいりましたが、道路の構造基準に適合しながら、安全で円滑な交通処理を図るには、本案が最適であると考えております。説明は以上でございます。

**【小林 会長】** はい。ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。ございませんか。よろしいですか。はい。

**【中川 委員】** すみません。

**【小林 会長】** はい。それでは、はい。

**【中川 委員】** この審議会で検討すべき対象が若干外れるかもしれませんが、枚方家具団地の今後について地元の方から複数懸念といたしますか、そういうものが示されていますので、今審議会に市の方がお見えなので、どのように枚方家具団地を今後活性されていくのか。この道路を拡幅されることによってどうなっていくかについて、もしお話があれば聞かせていただければなと思いましたが。

**【小林 会長】** いかがですか。もし枚方市のご発言をいただけるようでしたらお願いします。

**【臨時幹事 枚方市都市整備部長】** ありがとうございます。枚方市都市整備部長の戸野谷でございます。今回の道路拡幅によって、家具団地の産業の衰退を懸念されていることについての意見、公述をされていると認識しております。先程、大阪府さんのお考えの中で、家具団地の活性化については、道路管理者として枚方市と連携の上、引き続き、沿道の皆様、組合と協議しながら、まちづくりに向けた取り組みをしていただけるということでお示しをいただいておりますので、枚方市としましても大阪府さんとともに、今後、地元の方々と色々な面で協議をさせていただいて、産業振興に向けた取り組みを進めて参りたいと考えてございます。

**【小林 会長】** はい。よろしゅうございますか。はい。そのほか、ご意見ご質問がございましたらよろしくお願いします。ございませんでしょうか。はい。それでは表決に入りたいと思います。議第 396 号を原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

#### **【「異議なし」の声あり】**

**【小林 会長】** ありがとうございます。ご異議がないようですので原案どおり可決します。次にご審議いただきますのは議第 397 号です。その内容について幹事に説明させます。

#### 4 議第 397 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 高階計画推進課長】 議第 397 号「東部大阪都市計画道路の変更」についてご説明いたします。議案書 13 ページから 15 ページ、資料 13 ページから 15 ページをご覧ください。

本案件は、寝屋川市域における東部大阪都市計画道路対馬江大利線の一部区間の車線数及び幅員等の変更を行うものでございます。本路線は、府道八尾茨木線と京阪本線寝屋川市駅を結ぶ、駅へのアクセス道路として、延長約 1,630 メートル、幅員 25 メートル、4 車線で計画され、府道枚方交野寝屋川線と重複しておりますが、現道は幅員約 6.5 メートルの 2 車線で、両側に歩道がなく、朝夕は自転車、歩行者の利用が多く、危険な状況となっております。

また本路線が計画されている密集市街地である池田・大利地区は、地震時等に延焼する危険性が高いエリアで、防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えの促進及び公共施設の整備により、地区全体の防災性を向上させる防災再開発促進地区に位置づけられています。そのため、本路線は、地震時の火災における燃え広がりの防止、火災時の避難路の確保や緊急車両の通行を確保できることから、早期の整備が望まれております。以上のことから、府道八尾茨木線から一級河川寝屋川までの延長約 1,440 メートル区間において、車線数及び幅員の変更を行うものであります。

まず、車線数については、将来交通量推計において、予測交通量の減少が見込まれるため、4 車線から 2 車線に変更します。道路構造令に基づき、道路断面構成を見直した結果、車道を 3 メートル、停車帯 1.5 メートル、自転車道 2 メートル、歩道 3.5 メートルをそれぞれ両側に設置し、道路幅員を 25 メートルから 20 メートルに変更するものです。また、道路線形については、現道の府道枚方交野寝屋川線の道路区域を活かしながら、すでに計画決定されている都市計画道路区域内において、府道八尾茨木線から都市計画道路池田清水線までの区間については、現道から北側に、また、都市計画道路池田清水線から寝屋川までの区間については、現道から南側にそれぞれ拡幅する線形としております。これにより、府道八尾茨木線から寝屋川までの約 1,440 メートル区間については、幅員 25 メートルの 4 車線から幅員 20 メートルの 2 車線に変更するものでございます。

この案件について、本年 7 月に地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また 8 月 17 日に公聴会を開催したところ、2 名の公述がありました。さらに 10 月 19 日から 11 月 2 日までの 2 週間、都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。公聴会での公述意見の要旨につきましては、お配りしております資料 5 に記載しております。

まず、1 人目の公述の主な内容は、寺の境内が大きく計画線にかかっているということで、檀信徒全員が非常に危機感を持って憂慮している。計画案では、境内のほとんどが道路域にかかり、庭がない状態になる。庭がなくなるとお寺で色々な行事ができず人が集まれない。本堂の間際までくると、山門や塀なども作れない。そういう状態でお寺は存続できるのかと思う。今回の計画に反対ではなく、改善されればいいと思うが、

お寺をもう少し大切に扱っていただきたい。要望としては計画線を南に下げて、せめて今の山門を残せるような位置に変更をしていただけないか、というご意見でございます。

これに対する府の見解は、本案は現道の府道枚方交野寝屋川線の道路区域を活かしながら、すでに計画決定されている都市計画道路区域内において、幅員を縮小するもので、現道の道路管理者及び事業予定者の寝屋川市などとの協議を経て、作成したものでございます。ご指摘の当該箇所においては、現道の道路区域を活かし、可能な限り南側を通る線形としておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

次に、2 人目の公述の主な内容は 2 点ございます。まず、1 点目は、寝屋川でも最も歴史と伝統のある寺院だと自負しているが、今回の都市計画道路の拡張により、境内地を大きく削られるので危惧している。現在約 6.5 メートルの道路を 20 メートルまで拡張する必要があるのか。本路線は、幅員 20 メートルも必要なほどの交通量にはならないと思う。並行して府道枚方交野寝屋川線と池田秦線があり、旧国道 1 号と国道 170 号を行き来するには、そちらを利用するほうが便利である。また、本路線は、駅周辺に用事のある方が利用する生活道路であり、道路が拡張されても交通量はそれほど増えないと思う。今回の計画では、不本意ながらも立ち退きを迫られる方や、どうしても手放したくない土地を、手放さざるを得ない方が数多く出てくるが、そのような方々を少しでも減らすために、道路の幅員をさらに狭めるようお願いする、というご意見でございます。

これに対する府の見解は、本路線は、京阪寝屋川市駅へのアクセス道路として計画された路線であり、自転車道、歩道については、安全で快適な通行空間を確保するために、それぞれを分離する構造としております。車道については、将来交通量推計において、予測交通量の減少が見込まれたため、4 車線から 2 車線に変更することとしております。そのため、道路断面構成としては、道路構造令の基準から、車道 3 メートル、自転車道 2 メートル、歩道 3.5 メートルに加え、沿道店舗への荷捌き等のための停車帯 1.5 メートルをそれぞれ両側に確保することとしており、計画幅員を 25 メートルから 20 メートルに変更するものであります。

次に 2 点目は、整備済み区間のりそな銀行前の歩道について、自転車道ができると銀行の手前で急に自転車道がなくなり、歩道も狭くなるので、非常に危険な状況になると思う。自転車道を取りやめて、幅員を狭めてもよいのではないかと、というご意見でございます。

これに対する府の見解は、ご指摘の自転車の安全対策については、道路管理者として必要に応じて、関係機関等との協議の上、路面標示や看板による注意喚起等、適切な対応を図ってまいります。説明は以上でございます。

**【小林 会長】** はい。ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ご意見ご質問がございませんようですので、表決に入りたいと思います。議第 397 号を、原案通り承認することについてご異議ございませんでしょうか。

**【「異議なし」の声あり】**

**【小林 会長】** はい。ご異議ないようですので、原案通り可決いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。本日ご審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続きを進めさせます。委員の皆様方には、円滑な議事の進行にご協力いただきましてありがとうございます。では、事務局にお返しいたします。

**【司 会】** ご審議ありがとうございました。本日のご審議を踏まえまして、大阪府において必要な手続きを進めてまいります。

以上をもちまして、平成 27 年度第 2 回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**(午前 10 時 55 分閉会)**